

県(市町)民経済計算の概念及び用語

1 県(市町)民経済計算の目的

県(市町)民経済計算は、国民経済計算と共通する概念に基づいており、三重県や市町という行政区域内で一定期間(通常は、1会計年度)の経済活動の成果を社会会計方式に基づき計測するものである。

県民経済計算は、「生産」、「分配」、「支出」の三面により、市町民経済計算は、「生産」、「分配」の二面において地域経済の循環と構造を計量把握することにより県や市町の経済の実態を包括的に明らかにし、総合的な地域経済指標として各種政策に活用することを主な目的とする。

あわせて各地域相互間の比較により地域経済の相対的な位置を明確にし、地域特性の分析などを行うことにより、地域の諸施策に資するものである。

2 内概念と民概念

県(市町)民経済計算の方法には、いわゆる「内概念(属地概念。属地ベースともいう。)」と「民概念(属人概念。属人ベースともいう。)」がある。「内概念(属地概念)」は、県や市町という行政区域内で生み出された付加価値額などをその生産に携わった人の居住地にかかわらず把握する方法であり、「民概念(属人概念)」は県内や市町内居住者が生み出した付加価値額などを地域にかかわらず把握するものである。

本市町民経済計算では、生産を内概念で、分配を民概念で把握している。

例えば、A市に居住しB市で働いている人の場合、その人の生み出した付加価値は、生産系列ではB市の市町「内」総生産、分配系列ではA市の市町「民」所得として把握する。

なお、ここでいう居住者とは、個人のみを表すのではなく、対象となる地域内に事業所を有する企業や公的機関、対家計民間非営利団体を含んだ経済主体全般を指す。

3 経済成長率

経済活動規模の拡大や縮小の程度を数値で表したもので、県(市町)内総生産の前年度に対する増減率をいう。その時点の市場価格で集計した「名目経済成長率」と、物価水準の変動分を除去した「実質経済成長率」とがあるが、市町民経済計算については名目値のみで算出している。

4 市場価格表示と要素費用表示

付加価値額及び所得の表示には、「市場価格表示」と「要素費用表示」とがある。

「市場価格表示」とは、市場で取り引きされる価格で評価する方法をいう。

また「要素費用表示」とは、企業が財やサービスの生産に必要となる「生産要素(労働、土地、資本)」に対して支払う費用(賃金、地代、利子、利潤など)で評価する方法をいう。

これら二つの関係は、次式のとおりである。

「市場価格表示」 = 「要素費用表示」 + (生産・輸入品に課される税 - 補助金)

市町民経済計算では、「市町内総生産」は市場価格表示、「市町民所得」は要素費用表示としている。

a 生産・輸入品に課される税

「生産・輸入品に課される税」とは、財・サービスの生産、販売、購入または使用に際して生産者に課せられる租税及び税外負担で、税法に基づき損金算入が認められて所得とはならず、且つその負担が最終購入者に転嫁されるものをいい、具体的には、消費税、酒税、関税、印紙税、法人・個人事業税、不動産取得税などがこれに該当する。

当該税は生産コストの一部とみなされることで、所得から支払われ生産コストには含まれない「所得・富等に課される経常税」（例、所得税、法人税、都道府県民税、市町村民税、家計が負担する自動車関係の諸税など）と区別する。

また特殊な例として、経済計算では家計に於ける持ち家を「住宅賃貸業」として擬制的に取り扱うことにより、「家計の固定資産税」は「帰属家賃」の一部に該当することになるため「生産・輸入品に課される税」として扱う。

b 補助金

経済計算における「補助金」は、政府や自治体の産業振興などの政策によって、企業の経常経費を賄う、あるいは財やサービスの市場価格の低廉化を進めるよう、政府から産業に対して給付され、受給者の側において収入として処理されるものをいう。

公的企業の営業損失を補う為になされる政府や自治体からの繰入もこの補助金に含む（例えば、一般会計から企業会計への繰り入れなど）。

また、補助金によって財やサービスの市場価格が低廉化される場合は、**負の**「生産・輸入品に課せられる税」とみなすことができる。

なお、投資、資本、資産、運転資本（運転資金）の損失の補償のために産業に対して行われる移転は、補助金ではなく「資本移転」に分類し、また仮に「〇〇補助金」という名称であっても地方公共団体や対家計民間非営利団体などの産業**以外**の主体に支払われる場合はここでのいう補助金に含まない。

5 総(グロス)と純(ネット)

純生産を評価する概念には、「固定資本減耗（いわゆる「減価償却費」）」を含む「総（グロスgross）」、固定資本減耗を控除した「純（ネットnet）」があり、それらは次式の関係で表される。

$$\begin{aligned} \text{市場価格表示の地域内総生産 (gross)} \\ = \text{市場価格表示の地域内純生産 (net)} + \text{固定資本減耗} \end{aligned}$$

a 固定資本減耗

固定資本減耗は、建物、構築物、機械設備、知的財産生産物等からなる固定資産について、これを所有する生産者の生産活動の中で、物的劣化、陳腐化、通常の破損・損傷、予見される滅失、通常生じる程度の事故による損害等から生じる減耗分の評価額を指す。

他方、大災害による滅失のように予見しえない固定資産の毀損額については、固定資本減耗には含まれず、「調整勘定」の「その他の資産量変動」として記録される。

固定資本減耗は、企業会計における減価償却費が簿価で記録されるのとは異なり、**全て時価(再調達価格)**で評価される。具体的には、固定資産ごとに、対応する資本財別の期中平均デフレーターを用いて評価されている。

6 経済活動別分類

経済活動別分類は、財やサービスの生産および使用に関する性格の違いによって経済取引の主体を分類したものである。技術的な生産構造の解明に力点を置くため、実際の作業を行う工場や事業所などが分類単位となる。

経済活動別分類は大きくは、「農林水産業」、「鉱業」、「製造業」、「電気・ガス・水道・廃棄物処理業」、「建設業」、「卸売・小売業」、「運輸・郵便業」、「宿泊・飲食サービス業」、「情報通信業」、「金融・保険業」、「不動産業」、「専門・科学技術・業務支援サービス業」、「公務」、「教育」、「保健衛生・社会事業」、「その他のサービス」からなり、大分類においては国際標準産業分類（ISIC rev.4）と可能な限り整合的なものとなっている。

7 経済活動別県(市町)内総生産

経済活動別総生産とは、各年度内に地域内の各経済部門の生産活動によって新たに付加された価値（成果）を、生産者価格による評価額で経済活動別に示したものである。

上記2の「内概念」によるものであり、地域内で生産された生産物であれば地域外居住者に対して分配されるものも含まれる。

a 県(市町)内総生産(市場価格表示)

市場価格表示の総生産とは、地域内の生産活動によって新たに生み出された付加価値の合計額であり、産出額から中間投入額（原材料、燃料等の物的経費及びサービス経費等）を控除したものに当たる。

また市場価格表示には「生産者価格」と「購入者価格」とがあるが、本推計では生産者価格を使用している。

b 輸入品に課される税・関税

この項目には、「関税（少額輸入貨物にかかる税を含む）」及び「輸入品にかかる消費税」が計上されるが、各産業への割り付けは困難であるため、国民経済計算に準じ、経済活動別の配分を行わずに一括計上する。

c 総資本形成にかかる消費税

消費税の課税業者が設備投資等を行う際、その投資財に含まれる消費税額については、自ら納める消費税額から控除することができる。このため、課税業者が投資財の購入に要するコストは消費税抜きの額とみなすことができる。こうした観点から、県内総支出における総資本形成（固定資本形成及び在庫品増加）の額は消費税額を控除したものを計上する方式をとる。

一方、生産系列からみると、付加価値の額は全て消費税を上乗せした市場価格で評価せざるを得ない。こうしたことから支出面と生産面を一致させるために、各部門の付加価値の合計値から消費税の投資財税額控除額を一括して控除する。

8 県(市町)民所得(分配)

地域内の居住者である県（市町）民が、生産活動に対してその所有する土地、労働、資本といった生産要素を提供することによって、地域内外から受け取る（分配される）現金・現物など所得の総額を計量したものである。なお、ここでいう（県内や市町内の居住者である）県民や市町民には、個人のみでなく企業なども含む。（※2の概念の項の後段参照）

a 雇用者報酬

県内に常時居住地を有する雇用者が労働の報酬として、雇い主から受け取る一切の現金および現物給与をいう。

この雇用者報酬は税金および雇用者の社会保険料負担の控除前で計上される。内訳として、「賃金・俸給」と「雇主の社会負担」に分かれ、後者はさらに「雇主の現実社会負担」と「雇主の帰属社会負担」に分かれる。

(a) 賃金・俸給

賃金・俸給は現金および現物給与、役員給与手当、議員歳費等および委員報酬、給与住宅差額家賃、副業所得を加えたものである。

なお給与住宅差額家賃の評価については、原価（公営住宅家賃を実質コストとみる）ではなく、時価（市中平均家賃）を採用している。

また副業所得は、雇用者が本業以外の勤め先をもっている場合、その従たる勤務先から得る所得については雇用者数を把握する際、副業者数を含めて推計する方法をとる（二重雇用、雇用者数を事業所ベースによりとらえている）。

(b) 雇主の社会負担

社会負担は、社会保障制度に対する負担であり、雇主の現実社会負担と雇主の帰属社会負担に分けられる。

雇主の現実社会負担は、医療保障、年金給付、労働災害補償、失業保険、児童手当給付などの社会保障基金および金融機関に格付けされる年金基金に対する雇主負担額をいう。

雇主の帰属社会負担は、確定給付型の退職後所得保障制度および退職一時金および社会保障基金によらない業務災害補償などの雇主負担額をいう。

b 財産所得(非企業部門)

経済計算における財産所得（非企業部門）とは、ある経済主体が他の経済主体の所有する①金融資産、②（有形固定資産のうち）土地、③（著作権や特許権のような）無形資産を使用する場合、それを源泉とする所得の移転をいう。

具体的には、利子及び配当、地代（土地の純賃貸料）、著作権や特許権の使用料などが該当するが、構築物（住宅を含む）、設備、機械など再生産可能な有形固定資産にかかる賃貸料は、サービスの販売とみなして企業所得に含み、財産所得には含まない。

なお、ここでの財産所得とは、5つの制度部門（非金融法人企業、金融機関、一般政府、家計、対家計民間非営利団体）のうち、非企業部門である一般政府、家計、対家計民間非営利団体の財産所得を指し、非金融法人企業、金融機関といった企業部門の財産所得は含まない。

c 企業所得(配当控除後)

企業所得は、営業余剰・混合所得に企業分の財産所得の差額（受取一支払）を加えたもので、「民間法人企業所得」、「公的企業所得」、「個人企業所得」の3部門別に計上される。

ここで、財産所得と企業所得（配当控除後）に含まれる企業分の財産所得は、概念上同一のものであるが、実務上は各々に含めて計算する。

(a) 民間法人企業所得（配当控除後）

地域内民間法人事業所が稼得した配当控除後の所得をいう。

(b) 公的企業所得

企業および企業特別会計に属する地域内の国、県、市町、公団・公社などの事業所（病院、下水道は除く）の純損益が該当する。

(c) 個人企業所得

個人が企業の主体となって家族や雇用者の労働力を使って運営して得た所得（兼業所得を含む）、内職所得および住宅自己所有による帰属所得からなる。農林水産業とその他の産業および住宅賃貸業のうち持ち家による営業余剰・混合所得の3つに分類して推計する。

①本業及び兼業所得

営業余剰・混合所得から財産所得（支払）を控除した部分である。個人企業については家計部分と企業部分の経理を明瞭に区別し難い面があるため、受取財産所得は家計が全て受け取るものとして扱い、企業所得には含めない。

②持ち家

住宅自己所有による帰属所得であり、帰属営業余剰から住宅資金借入利子と支払賃貸料を控除した部分である。

9 その他

a 08SNA

SNAとは、「System of National Accounts」の略称であり、「国民経済計算」または「国民経済計算体系」と訳される。このSNAは、一国の経済について体系的に記録する国際的な基準である。

08SNAとは、2009年に国連が加盟各国に対しその導入を勧告した国民経済計算の体系の略称であり、日本の国民経済計算では平成28年11月からこの08SNAに基づく推計に移行した。

また平成29年度から全ての都道府県が08SNAに基づき県（市町）民経済計算を推計している。

b 遡及改訂と基準改定

経済計算は各種の統計資料を元に推計を行うが、元となる統計調査の実施は3年毎ないし5年毎で、且つ、集計作業などにより結果が公表されるまでに一定の期間を要するなど、毎年の経済計算推計時点でそれらの統計資料の調達が困難な場合が少なくない。

このため、一旦、暫定値や速報値を求めておき、これらの統計資料の公表後、毎年の推計とは別に過年度に遡って改訂する作業を行うことがあり、これを「遡及改訂」という。

実質値は、対象年次の価格で評価しているが、可能な限り近時の経済実態及び価格を反映するよう、評価の基準となる年次を改める作業も5年毎に行っており、これらの作業を「基準改定」という。

c 寄与度

寄与度とは、各構成項目の変動がGDP全体の変動に対してどの程度影響を与えているかを示す指標で、次式により算出する。

$$\text{寄与度} = \text{前期における構成比} \times \text{当期の前期に対する増減率}$$

d 帰属計算

財・サービスの提供ないし享受に際し、実際には市場でその対価の支払いが行われないうが、市場で取引されたと仮定して擬制的に取引計算を行うことを帰属計算という。

帰属計算には、「帰属家賃」、「農家における農作物の自家消費」などがある。

e 在庫品評価調整

SNAでは、現金が動いた時点ではなく収益や費用などが発生する取引を行った時点
をベースにした (accrual basis) 会計を採用しており、在庫品増加については、当該
商品の在庫増減時点の価格で評価すべきとしている。

しかし、その在庫のデータの多くは各企業の会計により様々な方法で評価されており、
期末在庫残高から期首在庫残高を差し引いて求められる増減額の中には、生産活動を伴
わない期首と期末の評価価格の差による分 (一種のキャピタル・ゲインあるいはロス)
も含まれることがある。この評価価格の差を除くための調整を「在庫品評価調整」とい
い、「企業会計に於ける在庫評価額」－「県(市町)民経済計算に於ける在庫品評価調整
額」＝「県(市町)民経済計算に於ける在庫評価額」の関係になる。

f 一人当たり分配所得

一人当たり分配所得とは、県(市町)民所得を総人口で除したもので、県(市町)の
平均的な所得水準を示す。

なお当該数値には、以下の式のとおり企業所得などを含んでおり、県(市町)民個人の
所得水準や賃金水準を示すものではないので留意する必要がある。

$$\text{一人当たり分配所得} = \frac{\text{県(市町)民所得 (＝雇用者報酬＋財産所得＋企業所得)}}{\text{県(市町)民総人口}}$$

なお、県の総人口については「都道府県別推計人口(総務省)」の数値を、各市・町
の総人口については「市町別推計人口(三重県)」の数値を採用している。